

平成25年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	2	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し項目名	鉄道駅総合改善事業費補助を受けて取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の廃止	
見直し内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止する特例措置の対象 <p style="margin-left: 20px;">国の鉄道駅総合改善事業費補助を受けて第三セクターが取得し、鉄軌道事業者に貸し付ける鉄道施設</p> ・ 特例措置の内容 <p style="margin-left: 20px;">固定資産税：課税標準5年間3/4</p> ・ 経過措置を必要とする既存の事業 <p style="margin-left: 20px;">京浜急行横浜駅、西武鉄道東長崎駅、京成電鉄日暮里駅、西武鉄道江古田駅、西武鉄道野方駅、阪急電鉄西宮北口駅、西武鉄道椎名町駅、京浜急行京急蒲田駅</p> 	
関係条文	<p style="margin-left: 20px;">地方税法附則第15条第12項、地方税法施行令附則第11条第15項～第18項、地方税法施行規則附則第6条第32項</p>	
増収見込額	+ 1 2 1 （▲ 1 2 1）（単位：百万円）	
廃止又は縮減の理由	<p>鉄道駅の周辺で実施される市街地再開発事業、土地区画整理事業等都市側の事業に対応して、鉄道利用者の利便性の向上など機能の強化が必要とされる鉄道駅について、都市側の事業と一体的に駅構造の総合的な改善を図るため、本特例措置により事業の推進を図っていたところであるが、一定の役割を果たしたと考えられるため、廃止する。</p>	
ページ		2-1